

## 農地転用届出にかかる必要書類

	第4条	第5条	備考
届出書	正、副1部ずつ		押印は正のみ 認印で可
全部事項証明書 (土地登記簿謄本)	1部		法務局発行 印影入りの原本
地番図(公図)			住宅地図の写し等
位置図			台割、平面図、立面図など
転用計画図			
都市計画法29条の 許可書の写し	1部		500㎡以上開発の 場合のみ

## 上記に加え、状況に応じて必要な書類

状況		書類
一時転用	⇒	一時転用計画書、誓約書
相続登記未済	⇒	相続人であることが確認できる書類 (相続登記が可能な書類、原本還付可)
代理人による提出、受理	⇒	委任状
無断転用(既に転用済)	⇒	始末書

※届出は随時受付

※受付日から2週間後に受理通知書を発行